

- ・ 基本は午前9時から午後4時までとしている窓口取扱時間についての午前10時から午後5時まで又は午前11時から午後6時までへのシフトを実施する郵便局及び終了時刻を午後6時とする郵便局の拡大
- ・ 偽造され、又は盗難に遭ったキャッシュカード等による損害の補償
- ・ ATMの1日の利用上限額の設定及び引下げ、ATMの1日の利用上限回数の設定の可能化その他の犯罪及び不正利用対策の実施

第4節 資金運用

1 公社化に伴う制度改正・運用範囲の拡大

郵便貯金資金、簡易保険の積立金（簡易生命保険資金）等の運用は、日本郵政公社の発足より前は、郵便貯金法（昭22法律144）、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭27法律210）等に基づいて総務大臣が行い、郵政事業庁がそれらの運用の実施に関する事務を行っていたが、公社の発足以降は、郵便貯金、簡易保険等の業務を行う公社がそれらの資金の運用も行うこととなった。資金の運用方法は日本郵政公社法（平14法律97）で規定されることとなり、公社の発足に当たって郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の運用方法として国債等の売買等による信託会社への信託及び郵便業務への融通が加えられる等運用方法が拡大される一方、地方公共団体に対する貸付け及び応募等の方法によるもの以外の地方債の取得は、公社の経営判断ではなく、郵便貯金法及び簡易生命保険法（昭24法律68）に基づき、総務大臣が政策的な観点から公社に行わせるものとされた。

また、郵便貯金資金の運用計画の内容については第2節で既に述べたが、日本郵政公社法で、公社が定めて総務大臣の認可を受ける中期経営計画の項目として郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の運用計画を定めることとされた。

郵便貯金資金等の運用方法の公社の発足後の拡大としては、資金運用の多様化及び効率化並びに日本銀行が行う金融調節への協力の観点から、郵便貯金資金、郵便振替資金、簡易生命保険資金及び余裕金の運用方法にコール資金の貸付け⁶¹を追加するとともに、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の運用方法に投資顧問業者との投資一任契約⁶²の締結による信託会社への信託を追加することとされた。これらのための「日本郵政公社法の一部を改正する法律」は第156回通常国会で成立して2003（平成15）年7月11日に公布され（平15法律106）、

⁶¹ 金融機関等が資金の過不足を調整するための短期の資金の貸借をする市場での資金の貸付け

⁶² 投資判断を一任するとともにその投資判断に基づいて投資をする権限を委任する契約

同日から施行された。

これを受け、公社は、郵便貯金資金による国内株式及び外国株式並びに簡易生命保険資金による国内株式、外国株式及び外国債券の委託運用について、従来の指定単によるものに加えて投資顧問業者との投資一任契約の締結による信託会社への信託をすることとし、2003年11月に運用を委託する投資顧問業者及び特定金銭信託を行う資産管理銀行を募集して、郵便貯金資金の委託運用については投資顧問業者8社及び資産管理銀行4行、簡易生命保険資金の委託運用については投資顧問業者8社及び資産管理銀行2行と契約を締結することとし、2004年3月31日に公表した。

2 利回り等・資産別構成

郵便貯金資金の日本郵政公社時代の運用の利回り、コスト及び利ざや並びに2007(平成19)年度末(9月30日)の資産別構成は、以下のとおりであった。

【利回り等】 (％)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007
利回り	1.65	1.42	1.25	1.20	1.17
コスト	0.90	0.70	0.48	0.41	0.40
利ざや	0.75	0.72	0.77	0.79	0.77

注： これら利回り等は特にコストについて郵政事業庁時代と連続しないが、当時の公表資料に基づくものである。

【2007年度末の資産別構成】 (上段は億円、下段括弧内は％)

有価証券	うち国債	金銭の信託	貸付金	預金等	合 計

注1： 資産の分類は当時の公表資料に基づくものであり、各計数も億円単位とした同資料に基づくもので、単位未満は四捨五入されていると考えられる。

2： これらのほか、預託金14兆円(旧金融自由化対策資金の借入金見合いのものを除く。)があり、それを合わせると合計は181兆587億円

第7章 公社の簡易生命保険業務

第1節 公社化に伴う制度改正等